

2020年8月6日

銀行窓口における手続きの制限

ギリシャ銀行協会は、新型コロナウイルス感染症対策として、各銀行窓口における手続きの制限を発表し、下記の事項については当面の間、各支店の窓口では対応しないこととなりました。この措置は銀行の窓口対応を減らすことで感染を防ぐためのもので、8月4日から、別途通知あるまで続けられる予定とのことです。

- 1 400ユーロ以下の現金引き下ろし
→窓口では対応しないので、ATMを使用
- 2 1000ユーロ以下の入金
→窓口では対応しないので、ATMを使用
- 3 税金、公共料金(電気、水道等)、電話、衛星テレビ等の支払い
→窓口では対応しないので、ネットバンキングまたはATMを使用
- 4 残高照会
→窓口では対応しないので、ネットバンキングまたはATMを使用
- 5 通帳への記帳
→支店での記帳を行わない。

在ギリシャ日本国大使館

電話:210-670-9910、9911

F A X:210-670-9981

H P:<http://www.gr.emb-japan.go.jp>

メール:consular@at.mofa.go.jp

